

○中空知衛生施設組合監査委員の所管に係る情報公開に関する規程

（令和5年4月17日
監査委員訓令第2号）

滝川市条例の準用に関する条例（昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）第2条において準用する滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）の施行については、滝川市規則の準用に関する規則（昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合規則第1号）第2条において準用する滝川市情報公開条例施行規則（平成9年滝川市規則第51号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。